

介護サービス事業経営戦略（案）

雲仙・南島原保健組合

1. 経営の基本方針

雲仙・南島原保健組合は、雲仙市と南島原市の2市が構成し、地域医療の広域的な共同事務を行うために設立された一部事務組合です。本地域の高齢化率は、現在37.38%と高く、10年後には45.38%（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」より抜粋。10月1日現在人口）と高齢化の進展が予想されます。

このような中、地域において介護サービス事業を安定的、継続的に提供できる体制を整備するため、平成17年度から指定管理者制度を導入し、公立介護老人保健施設、通所リハビリテーション、居宅介護支援事業所について慈愛の精神と利用者本位の介護を提供し、地域介護を推進し高齢者の皆様が住み慣れた地域社会に復帰することを目標とし、人間性を尊重しながらケアプランを企画し、きめ細やかに介護・看護を提供していく運営を基本に経営の健全化に努めております。

地域の実情に精通した指定管理者であることから、地域福祉の向上と利用者の利便に寄与するところが大きく、また、利用料金制により民間事業者のノウハウを生かした公共サービスの向上とコスト削減を図っております。

施設の老朽化による多額の経費が一度に発生しないよう、定期的な点検と修理を計画的に実施しながら、今後も高齢化、高齢者を取り巻く環境を見据え、指定管理者が安定した運営を行えるよう適切な助言を行ってまいります。

2. 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

随時、計画の進捗管理を行い必要に応じて見直しを行います。

3. 投資・財政計画

（別紙）

4. 効率化・経営健全化の取り組み

（1）組織、人材、定員、給与に関する事項

指定管理者である法人が、長年地域で培ってきた信頼やネットワーク

を活用し、介護人材の安定的確保や経営自立化を目指した適切な給与水準の保持に努めます。介護報酬改正による影響のほか、社会情勢の変化に敏感に対応し引き続き安定した指定管理者としての組織運営を支援します。

(2) 広域化に関する事項

本組合は、雲仙市（旧 7 町）、南島原市（旧 8 町）の計旧 15 町が合併してできた構成市であるため、地域の介護サービス事業者と十分な連携を取りながら、地域ぐるみで事業を実施してまいります。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

指定管理者制度を導入しておりますので、今後も組合の行財政状況に鑑み施設の具体的なあり方・方向性を検討してまいります。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

指定管理者により経営の効率化・健全化が図られています。また、指定管理者に対しては適切なサービス提供がなされるよう指導してまいります。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足がある場合にはその解消策

もし、資金が不足するような事態が発生した場合は、指定管理者と組合が協議して対応してまいります。

(6) 資金管理・調達に関する事項

指定管理者により資金管理の効率化・健全化が図られるよう指導してまいります。

(7) 情報公開に関する事項

雲仙・南島原保健組合と指定管理者のホームページを通じ情報公開に取り組めます。

(8) その他の重点事項

超高齢社会が進む中、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むとともに、雲仙市、南島原市の福祉計画等との整合性を図り、介護サービス事業の充実に努めます。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

高齢者人口の増加に伴い認知症や要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように支援します。

(2) 公営企業として実施する必要性

高齢化の推進や多様化するニーズに対するために、介護・予防・住まいの生活支援を包括的に確保するよう取り組みます。